

# 猫の複数頭飼育

## 猫の複数頭飼育で守るべきこと

- ✓ 必ず室内で飼う\*6
- ✓ 全ての猫の不妊去勢措置と個体識別(名札、マイクロチップなど) \*1\*4\*5\*6
- ✓ それぞれの猫にくつろぐ快適な空間を複数用意する(隠れられる高い場所)
- ✓ 餌は頭数分、別々に用意する
- ✓ トイレは猫の頭数に1を加えた数(場所)を用意する(爪とぎも複数)
- ✓ 定期的なワクチン接種と健康診断、病気の予防と治療
- ✓ 災害時に一緒に避難できる手段がある

これらのことを  
守って飼える猫の数は  
何頭なのか、自分の生  
活、住環境、体力、経済  
力などを考えて冷静に判  
断してください。



## 室内での猫の複数頭飼育

### 1 それぞれの猫に十分な空間と時間をとる

猫にはそれぞれの個体が快適に過ごすために、一定の広さや上下運動できる高さ、隠れ場所、飼い主とおもちゃで遊ぶ時間(狩猟本能を満足させるため)が必要です。しかし、数が多すぎると全ての猫に必要な時間と愛情を注ぐのは不可能です。給餌、トイレの清掃などの世話が行き届いていたとしても、猫密度が異常に高いことは多大なストレスになり、ストレスは異常な鳴き声や異常行動、病気として現れます。⇒猫のストレスサイン(p8)

### 2 不妊去勢手術 \*4\*5\*6

「不妊去勢手術はかわいそう」、「かわいい子猫を見たい」と、軽い気持ちで生ませても、2回も出産させればすぐに10頭を超え、ほんの1~2年で一人の人がきちんと世話をできる数以上になってしまいます。

### 3 清潔な居住環境を確保する

猫は本来、排泄物を体につけたり、その側で餌を食べたり眠ることを嫌がる生き物です。排泄物が放置されている環境での生活は強いストレスとなります。たとえ室内飼

いであっても、不衛生な環境で猫を多頭飼育すると、隣接する住宅に迷惑(異常な鳴き声や臭いなど)となります。特に集合住宅では大きな問題となってしまいます。

### 4 不十分な管理は虐待につながる \*1\*2\*3

捨てられた猫を見るとかわいそうでつい拾ってしまい、猫の数が増える事例も多くあります。その結果、世話が行き届かず、糞尿、抜け毛、嘔吐物などの清掃がおろそかになり、室内が雑然として猫にとって危険なものが放置されたりするなど生活環境が悪化します。きちんと世話をできないのにいたずらに数を増やすのは、猫への虐待につながります。適切な世話をしてくれる飼い主に巡り会う機会を奪い、苦しめているのです。



\*4:動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)

第三十七条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

\*5:家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年5月28日環境省告示第37号)

第3 共通基準

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。